

毎日新聞「安保法案：亀井・元金融担当相ら4人「認めがたい」」6月13日

毎日新聞が上記の見出しで、下記のような保守系議員の発言を紹介しています。

<http://mainichi.jp/shimen/news/20150613ddm001010141000c.html>

共同での会見を呼びかけた亀井氏は「(政府は) リスクがないと言っているが、戦争行為は戦死者が出るのが当たり前。一内閣が一国会でやっていいのか」と指摘。藤井氏は集団的自衛権について「特定国と対等の軍事同盟を結び、仮想敵国を想定して、締結国の要請で軍事出動することだ」と述べ、「米国は世界の警察官の肩代わりを日本に求めている」と米国の軍事行動に巻き込まれることへの懸念を表明した。

保守でもまともな方がいるのを確認できてほっとしていますが、下記の談話を税法的に考えてみると次のようなこともいえます。

今度の法案を通すなら、相続税法の規定も改正しなければおかしいことになるはずです。というのは、現在の相続税法は戦死の場合の非課税規定を置いていないからです。平和国家ですから、ありえないことだったのです。明治相続税法では、もちろんそうではありませんでした。

★明治38年相続税法

第7条 軍人、軍属ノ戦死又ハ戦争ノ為受ケタル傷痍疾病ニ起因シタル死亡ニ因リ相続開始シタルトキハ相続税ヲ課セス但シ傷痍者又ハ疾病者ニシテ負傷又ハ発病後1年ヲ経過シ死亡シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

現在の相続税は取得税方式ですから、非課税規定を次のように「改正」しなければならないはずです。

次に掲げる財産の価額は、相続税の課税価格に算入しない。

1 被相続人の戦死（政令で定めるそれに準ずる場合も含む）により取得した財産

こういう規定を必要とする国にすべきなのか、皆さんも一度考えてみて下さい。